

織田政権のモラトリウムと「覇者」の類型（上）

小林 正 信

はじめに

拙著『織田・徳川同盟と王権―明智光秀の乱をめぐる―』を二〇〇五年五月に岩田書院より出版して以来、三年に近い月日が経過した。この本は周知のごとく当会の『郷土文化』で発表された三つの論文を中心としてまとめ、補筆したものである。評価としては、当誌（第六十卷第二号）において、織豊期研究の第一人者である三鬼清一郎氏から書評をいただき、「小林氏の論考は研究史の成果を踏まえつつも、其の間隙を鋭く衝いて自説を論理的に展開したもので、研究水準を一段と高めたと評しても過言ではない」、「当該期の史料や文献はもとより、古代・中世の研究にも目配りがきいた手堅い論証である」との望外のご評価をいただいただけでなく、日本歴史学の一年の集大成である史学雑誌（史学会・東京大学文学部内）二〇〇五年「回顧と展望」においては、その冒頭で「大きな成果としては、『織田・徳川同盟と王権』

（岩田書院）がある。『本能寺の変』を基軸としながら相互限定的であった織田・豊臣・徳川それぞれの権力構造に迫る労作」との論評もえた。

もちろん多くの批判もあり、それに答える機会をここで与えられたことは誠に幸運である。まずは個々のご批判にお答えする前に、一章では信長が直面した歴史的課題とは何か、また織田政権の権力構造について再検討する。そして二章では三鬼先生からのご批判にもお答えしながら、吉田昌彦氏の「王霸論」^①を参考に信長、秀吉、家康それぞれの覇者と太政大臣（右大臣）・関白・将軍の違い、その権力構造のあり方について論及していく。

第一章 織田政権のモラトリウム

織田政権の歴史的課題

藤木久志氏は、『百姓』が独自の結集原理をもつて

『主』への包摂を拒否しようとする以上、『侍』もまた、これとの対決の過程で、『百姓』の『王孫』意識と対抗し、破砕しうる独自の階級結集の原理を創造しなければならぬ』とした。^②

当時、武家階級にとつて、これを統率する足利幕府体制が自壊に陥ったことは明らかに階級的危機であつた。特に時代の先頭に立つ信長の前面において、それは崩落寸前であることが確認できたのである。その象徴は將軍が白昼京都の御所において軍勢に囲まれ、弑逆された事情に他ならない（十七年後に、信長が同じ運命をたどつたことは、拙著は因果的に、偶然ではないとした）。

ところで我国の国家史上において信長は一体、我々に何を残したのであろうか。トロツキーは「すべての国家は暴力の上に基礎づけられている」とし、これを補足してマックス・ヴェーバーは、「国家とは、ある一定の領域の内部で、……この『領域』という点特徴なのだ、……正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である」と定義している。^③この論理に沿えば、その暴力行使の独占が特定の階級による支配を超えて国家・官僚機構に集中する体制の構築こそが、近

代であるとも言えよう。

信長のいう階級原理とは本来、太刀という権力とその責任の証である切腹のための脇差を併せ持つ誇り高き武家階級こそが、日本社会全体の政治・軍事を主導すべき「大人」であるとする信念から、物理的暴力行使の権力を階級の総意として武士が独占することであり、それは規律を失つた社会の現況からも導かれた結論でもあつた。その意味では天下万民のため、自ら「天下布武」と呼んだ事業への帰属を信長は全国の武家階級に求め、果敢にそれを実行に移したのである。そして結果的に信長は將軍を追放することになったにせよ、それはあくまで幕府という公権力を通じて行われたことであつた。

ともかくその時代性は、幕藩体制とそれ以前の中世社会と根本的な違いとして理解されるべきで、それは徳川家康によつても、忠実に継承された指導原理であつたはずである。この理念に敵対して暴力あるいはそれを背景とした威嚇・利敵行為をともなう一揆の類は、比叡山・一向宗と同じく島原の乱においても全く同様に圧殺されたのであり、それは両者が同質の指導原理を持ち合わせていたことを示すものともいえる。

三鬼氏は、永祿八年から元龜三年という織田政權の初期段階の分析において、「この時期の織田政權については、少なくとも知行形態を通じてみた限り、錯雑した土地關係を整理するために、欠所地処分原則や一職給与にみられるように、中世的な本主權を消滅させる方向をうち出しているように思われる」という見解を示したが、これとあわせて、その権力構造の本質からすれば、織田政權は、やはり中世ではなく近世に位置付けられることが確認できる。したがって、脇田修氏が信長を「中世最後の覇者」とした理解は一面ではその要素を多々含むにせよ、少なくとも高次元における歴史認識としては誤りとみなされる。

藤木氏は『侍の冥加』に全武士・諸領主階級を結集させようとするかぎり、『武家』とよびならわされる、室町幕府Ⅱ將軍家を中心とする伝統的な『武家』世界の解体と包摂もまた、統一の課題とならざるをえなかった^⑤』としているように、信長は足利幕府体制によつて規定されていた武家社会の枠組みからは疎外され、あるいは守護大名をはじめとする既存勢力を淘汰することによつて、勢力を拡大した徳川など新興武士階級の利益をも包括し

て代表していたことは間違いない。

そして、藤木氏は、「信長による將軍の推戴から追放へという過程は、信長の『副將軍』、『管領家の名跡』の拒絶とともに、このような客観的過程において必至の帰結だったのであり、けつして個性的な判断の次元でとらえられるべきではない」としているが、少なくとも前段の事実認識には誤りがある。それは朝尾直弘氏も「彈正忠であることによつて、足利將軍に対しては主従關係を結ばないですんだのであり、形式的には將軍麾下の武將たることなく、相対的に対等の地位にあつた。實質は、將軍を外側から監視・操縦するところに、信長のねらいがあつたというべきだろう」としているが、実態とは大きな乖離がある理解とみなされる。

この錯誤の大きな要因は、五箇条の事書（永祿十三年一月廿三日）の四条の解釈にあるとみなされる。ここにある「天下之儀、何様ニも信長被置之上者」とは、統治權のことを述べており、藤木氏が述べるように「ほとんど將軍權力の全面的な信長への委任の要求」と言う理解にはならない。しかもここでいう將軍權力とは曖昧であり、一体何を指すのか具体的な説明がなされていない。

信長がいう「天下」とは武家政権が公権力として、統治権を獲得している前提において、たとえ將軍であろうとも恣意による介入を排除する職権である以上、それは社会全体を大所高所から見渡し、頼朝の言による道理にしたがって裁決するという視点を指している。

そもそもこの条文の公開の目的は義昭への確認にあつて、歴史的経緯、もつと言えは文意からも、信長からの發議ではないとみるのが当然であり、同様の趣旨による義昭からの言質なくしてこのような發言にはならない。統治権に対する將軍権力からの介入を停止させるというのがその主題である。それどころか、信長は自身の権限を公然と主張することで、逆にその言質によつて拘束され、將軍の専権への越権行為・干渉がより困難になったと考えられる。そこで、義昭との抗争、そしてその追放により人事権のモラトリウムが発生することになる。

拙著でも指摘しているが、信長と光秀による將軍追放は、奉公衆・奉行衆をまとめている光秀を中心に、細川藤孝や荒木村重ら実力者を味方につけた多数派工作が成功したことによつて成されたものであり、史料を見る限り、際どい勝利であつたはずである。光秀は元龜二年の

秋には信長方につき、幕府の根拠地でもあつた坂本を与えられ、壮大な城を作る。その後村重は摂津を与えられた。藤孝は別として、彼らは幕府の滅亡を望んではいない。むしろ、信長も含めて、その再興のため、將軍個人よりは制度を防衛することが一義的と熟慮した上で分別し、大方の奉公衆・奉行衆が混乱をまねく將軍を追放した、あるいはそれを了承したというのが事実経緯である。

信長は上洛直後には確かに幕府の役職を断つたが、三鬼氏が、「形式的にみれば、信長は副將軍としての地位にあつたと思われる」¹⁰としてるように、永祿十二年正月の三好三人衆による本国寺への義昭襲撃事件直後の再上洛の段階では、幕府体制の防衛という名目と義昭からの委任によつて統治権を受け入れたという理解となる。

それについて三鬼氏は、文章形式において確認できるとし、信長が「彈正忠を名乗つてからは、『依執達如件』、『御下知の旨に任せ』といった、義昭の意思を伝達する奉書形式のものとなつている。これは、室町幕府の管領が発給する奉書形式の御教書と近似しており、その意味から、信長は実質的には將軍を補佐する地位にあつたと言えよう」¹¹としている。

その立場は尊氏から統治権を委託され、幕府創設期において二頭政治を担った足利直義の立場・姿勢に近い。さらに拙著で述べたように本来幕府の問題である副將軍の地位について朝廷が介入したという事実は、直義と同じく総追捕使としてその領域拡大を合法化するための職権をとまうものと考えられる。建前の上では、信長の領域拡大はあくまで幕府という公権力を通じた職権の行使に他ならない。

つまり將軍という人格と公儀権力が分離しているという理解が基本となる。それは鎌倉時代に北条氏が執権として、統治権を担った事例と同じであり、実朝は公儀の意向と相違したため、排除されたのであり、足利幕府はより制度が整い、物理的な抹殺ではなく、十代義材以降、將軍は追放されることが、あたかも慣例のようになった。なお、義教・義輝の事件は統治権の問題というよりは直接的には、生存権に関わるものであり、性格が異なる。

信長は形式的ではなく、実質的な副將軍であり、義昭は信長を「御父」とも呼び（『信長公記』）、これは天皇家で例えれば、太政天皇が連想されるだろう。いわば、信長の地位は太政將軍ともいえるかもしれない。それで

も天正元年三月七日にいたって、自身が「雖然君臣間之儀候条」（『織田信長文書三六四』）「細川藤孝宛黒印状」と述べている以上、義昭の主従的支配権を否定してはいないことは自明である。

言えば、義昭の父義晴は、天文十五年十一月に兄義輝が將軍になった時、右近衛大将に任官している。信長の従三位権大納言・右近衛大将就任は、義昭追放後の二年後、天正三年十一月のことである。信長は義昭と同格ではあっても、『武家』Ⅱ『將軍』を克服してはいないのである。なお西島太郎氏の研究によれば、細川晴元―荻木長隆の体制は、大永七年から天文十七年までの二十一年の長期政権であったが、晴元は一度も管領と呼ばれたことはないとしている。

水藤真氏は、戦国期においても幕府は機能しており、細川京兆家の専制下にあったわけではなかったとし、山城・摂津・丹波などでは、守護大名として、独自の裁判権を有していたとする山田康弘氏の見解と、西島太郎氏の「幕府の存する山城以下の京兆勢力圏においては晴元の協力をもって補完される体制」であったとする認識を併行し、両者の関わりと独自性を今後明らかにすること

が課題であるとした。¹³⁾

織田政権においてもこのような二面性がある以上、より明確に安土は支配領域を独自に管轄し、被支配領域については公儀の名の下で公権力として、その機能を巧みに使い分けていると思われる。織田政権の研究において、安土三奉行と京都所司代の関連など行政機関の実態については、今後もっとも解明しなければならない課題の一つである。

信長の畿内統治の基本は、本来は將軍に仕えるべき奉公衆・奉行衆を明智光秀に統括させて再編し、幕府制度を解体するというよりは將軍の恣意を廃して従来の制度・慣習を維持・保存させることであつた。永祿十一年九月二十六日に義昭を奉じて上洛した信長は、翌年の本國寺襲撃事件直後から幕府政治に本格的に介入し、織田政権は幕閣の中樞を構成した。一方で石山合戦に象徴されるように兵農分離・政教分離闘争を通じて、武家階級による物理的暴力行使の独占と集中を実現させようとしたことは事実であろう。反面、信長は統治権こそ掌握したものの、それは家職ではなく、足利將軍のもつ専権である人事権やこれに付随する榮譽・特権の付与などは全

般において行使できなかった。公家への偏諱は認められるが、信長はすでに公家成しており、許容しうる範囲と思われる。將軍の重要な職権である公帖の発給について、信長が義昭から篡奪することなどありえなかった。

最新の水野智之氏の研究によれば、「信長の地位は非常に高まっていたとはいえ、依然として公家衆は天皇に申請を行い、天皇を安堵の主体者と認識していたのである」(『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五)としているように公家に関してもその支配は足利將軍を陵駕するほどではないと言える。

信長による武家の人事は、既得権益の追認に限られると言え、織田一族の官位・官職は除き、独自のものはなく、天正十年までは凍結されていた。思えば、戦争の連続であり、織田政権は、好むと好まざるにかかわらず、軍事優先であり、畿内統治は、外見とは異なり、旧政権への寄生にすぎず、三鬼氏の言うとおり、十全ではありえなかった¹⁴⁾モラトリウムにあつたと思われる。

織田政権の権力構造とモラトリウム

自壊していく足利幕府体制において、ともかく將軍か

ら統治権を委任された信長はその領域拡大のため「解体と包摂」を同時に進めていく結果、このモラトリアムを解消する局面においては深刻な構造矛盾に直面する。

つまり織田政権の権力構造は、旧幕府勢力に依存した畿内支配、そして東部における幕府体制とは異質な新興勢力である徳川との同盟によって成り立っている。一面で信長は家康と光秀のブリッジとして君臨しているのであり、もし一方を選択した場合には、そのバランスは大きく狂わざるをえない。これは中世か近世かの選択でもあり、信長は後者を選ぶと思われるが、現実に戻れば、それ自体容易なことではなかったはずである。織田政権の劇的な幕切れは、領域的支配の完遂により、自身の公儀によって新しい武家支配秩序の構築を可能にするにしても、それまでの畿内支配の前提が大きく崩れて、中央が陥没してしまう危険性が内在化していたことによる。

すなわち天正十年三月に武田を滅ぼして、領域的支配権が全国まで拡大する公算が高くなった段階では、將軍の専権である人事権の掌握も必然化するのであって、信長・信忠親子、そして同盟を結ぶ家康の人事を中心に、足利氏に代わる新しい武家社会秩序を構成することにな

る。その前提として武家国家体制とは東西複合国家体制を意味する以上、信長は、太政大臣・日本国王として平清盛・足利義満のように公武を統括し、そして後の家康のように大御所として君臨するにしても、前代と同じく室町殿の領域と関東の公方の領域にその支配権は分担されることになる。その際、征夷大將軍はようやく関東に返還されるが、織田・徳川同盟の戦略的ベクトルからすれば、それは足利氏ではなく、新田氏を称する徳川家康となる。

織田政権と徳川政権は、兄と弟の契りを結んだ兄弟同盟であり、拙著で述べたごとく、その政治目的は本質的に同質かつ同一なのである。領域的には信長が室町殿を担当し、家康は北条・武田が待ち構える関東への道を前進していくのであり、この強固な岩盤により両者に時間差が生じたことはやむをえなかった。究極的な両者の目的とは暴力を武家階級へ独占化させることで成り立つ武家国家支配体制による日本社会の安定化であり、そのための再編なのである。

また、信長は折に触れ、「侍の冥加」、「武者道」、「武篇道」を強調したが、信長ほど階級意識を表に現した武

将はかつていなかったはずである。誤解してならないのは、暴力はより巨大な暴力によってのみ克服されるのであるが、家康は信長の意思を継承し、一旦は分解した織田家臣団を外様あるいは譜代として最大限に吸収し、その当初の目的を、士農工商とも称される階級制度としてもかく完遂させたことである。織田・徳川同盟こそが幕藩体制の母体に他ならない。

ところが、徳川家康の三河武士団は、光秀傘下の奉公衆の領地がもつとも多かった三河から勃興したのであり、両者は、本来、利害関係からも相容れない関係にあった。信長の政権構想が暴露されるや、光秀ら旧政権に依存していた織田政権の土台が、あたかも鰐鰯となつて襲いかかる構図がここにある。安国寺恵瓊が天正元年に記した「高ころひにあをのけにころはれ候すると見え申候」とした信長の土台とは解体過程の幕府に他ならない。

朝尾直弘氏が、「かれの家臣団にはそうとうな抵抗があったと考えてよい。光秀が家臣に押されて決意したとすれば、かれは信長のように家臣団の変革を遂行することができなかつたのであろう」として¹⁵いるように、光秀がそれまで信長の期待に答えて抑えてきた下部構造の

不満も、もはや限界に達していたと思われる。

義昭の追放により、確かに権力の二重構造による寺社・本所政策の混乱は收拾されたが、同時にそれは織田政権の畿内統治において、幕府の人事が凍結されたことを意味した。尾下成敏氏の研究によれば、信長が守護の補任を行った形跡は確認できないとし、『年代記抄節』、『多門院日記』に記される塙直政が守護に補任されたという事例は、正式には断定できないとしている¹⁶。当然、柴田勝家も越前守護とは言われていない。晩年になって、信長は滝川一益を関東管領にしたとされるが、それは事実上のというべきで、実態をとまなつていたとしても、公の呼称ではなかった。また、村井貞勝の京都所司代というのも、苦肉の策であり、幕府の役職としては、政所執事代の職責に近いものであったと思われる。信長存命中においては、重臣級あるいは安土三奉行などの官位・官職も無官であつたと考えられる。尾下氏は信長が室町幕府の職制から距離を置いていた、あるいは遠慮したとしたが、それは將軍の専権に抵触するからに他ならない。

さらに信長は足利將軍のごとく官制体系の上からも幕府最後の永祿六年諸役人譜にみるような自らの家臣団や

傘下に入った諸大名の編成を行っていない。馬揃えの興行を行ったのみである。天正三年七月の家臣団への任官は五位相当ではなく、柴田勝家、佐久間信盛、滝川一益ら重臣級については棚上げされた。惟任という姓の改名があつた明智光秀は日向守となつたが、身分は奉公衆であり、五位相当であつても問題はない。そのころから名乗り始めた羽柴秀吉の筑前守は正規のものではないことは後に判明することになる。

信長は副將軍であつても、尾張・美濃の守護大名でもあり、それは天正三年十一月に家督を譲られた嫡子信忠が両国と岐阜城を与えられたことからわかる。無論、信長には輿の使用を許す、あるいは公帖を発給するなど將軍の専権事項についての権限はない。それは条々の四條の統治権と表裏をなす厳格な論理である。したがつて信長は領域的支配権が完結するまでは、將軍の存在はその正当性の根拠である以上、否定できないのである。

久野雅司氏の最近の研究によれば、御領所丹波新屋の貢租進納について信長に斡旋の依頼をするため山科言繼が美濃へ下向した時、信長はこれを受け付けず、上洛してから裁許に応じている（『言繼卿記』永祿十二年十一月

十二日の条）と指摘し、信長は、「美濃に在る間は、朝廷の勅使は別として、京都からの私の訴訟は受けけない姿勢であることがうかがわれる」としている^①。論理的には、美濃では織田家の家督として守護大名であり、私人とも言え、京都は天下の公儀であり、信長は京都では公人である。この論理は安土でも同じであり、あるいは、たとえ相手が勅使であつても同様であつたと思われる。

たとえば、天正十年五月四日、勅使として女官佐五局とともに阿茶方と観修寺晴豊が安土へ下向し、「関東打ちをたされ珍重に候間、將軍になさるへきによし」（『日々記』^②）と打診したが、信長はお目にかかるべきだが、返事もしないでお目にかかるのはどうかといつて意味深長に断つた。その後すぐに上洛するので、そこでは信長は公人として答えるはずである。したがつて、この時点では安土城は、織田家の城ということになろう。

こうした配慮は、敵対している諸勢力に対してではなく、信長に味方する勢力を意識しているとも考えられる。案の定、少しでも抵触すれば、その疑いだけで、畿内はもとより美濃までも、一旦、傘下に入った大名・国人たちに、何か不満が生じた場合にはすぐに、謀反の大義名

分となる。荒木村重などもその一人である。一方、義昭も在国の身であつては裏つけない人事はできないはずで、守護の人事に官位・官職もからめば、朝廷との関係も問題にならう。

さらに、義昭政権の特殊性も考慮する必要がある。永禄六年諸役人譜の後半が義昭のものとされているが、義輝時代と違うことは御小袖番が確認されず、この足利家重代の宝を警護する奉公衆が見当たらない点である¹⁸。また義昭は、日野家、あるいは直近では父や兄のように近衛家から娶ることもなく、正室さえも定めず、最後まで後継者も擁立しなかった。在任中、後継者である左馬頭が最後の段階でも不在ということは前代未聞である。このことが室町幕府の滅亡時期を誤認した大きな要因の一つになったと思われる。義昭が最後まで将軍職に固執したのは、信長への対抗上だけでなく、後醍醐院と同じく世襲権が制限されていた可能性がある。

このような事情によつて、確かに幕府は機能しなくなったと捉えられがちではあるが、藤木氏に限らず、義昭の追放によつて幕府が滅亡したという通説の採用は、制度上においてもあまりにも唐突であり、歴史的には成

り立たない理解である。実朝の暗殺で、鎌倉幕府が滅んだわけではない。しかも室町幕府の滅亡は、鎌倉幕府・江戸幕府のそれとは全く整合性がなく、奇奇怪怪な自然消滅ということになる。つまり近世政治史が中世政治史を便宜的に消去したことになり、紙面の上で、歴史家が足利幕府を滅ぼしたことになる。

通説は信長が奉公衆・奉行衆を解体したわけでもなく、将軍を解任した事実もない以上、その水面下で既成事実を重ねていることは認めるにしても、歴史認識としては到底認められない。将軍の追放とは、信長が臨時的に幕府機構を引き継いだことになり、敵対勢力からすれば、乗っ取ったという理解が、その実情と考えられるのである。その滅亡時期は、実質的には明智光秀が敗北し、奉公衆・奉行衆が壊滅、四散した山崎の戦いと考えるべきである。また、義昭は天正十六年正月までは将軍であつた。しかしそれにはもはや実体がない、あたかもそれは胴のない首なのである。幕府とは将軍個人ではなく、それを名目とする機構を指すのである。

もともと久野雅司氏が述べたように、義昭政権（幕府）と織田政権は、対立や間接的なものではなく、「補完し

合う複合的な「連合政權」であつたといえる」が、「義昭は、永祿十三年正月の『条々』以降も信長の承認なしに諸国に御内書を発給し、信長との取り決めに一方的に破るなど、將軍権力の専制化を図つた」こと¹⁹⁾によって、両者はやがて決裂していくのであり、それは脇田修氏が、將軍のもつ「守護」補任権の重要性を認めた上で「現実には、將軍権力の独自の基盤が存在し、また当時の秩序觀念によつて、容易にかいらい化しえなかつたのである」²⁰⁾としているとおりである。

しかるに条々によつて、義昭がこれによつて手足を縛られたとする短絡的な解釈が多いが、実際はほとんど効果がなかつたというのが、その後の展開である。永祿十二年正月以来、殿中御掟、条々、十七か条の意見書などの文書は、將軍の専制を制度によつて規制し、統治権の委任の確認によつて警告し、抗議から威嚇へと発展していくとの見方が正しい理解となる。そして多数派工作・武力衝突・將軍追放となる経緯をみると、文書を過信して推量で解釈していることがよくわかる。

ここで重要なことは、義昭と信長を仲介する人物であり、奉公衆・奉行衆や国侍を統括している人物の動向と

なる。その人物は山崎の戦に参加した畿内保守層に強い影響力を持っていた。『牧田茂兵衛氏所藏文書』によれば、義昭が、「山本・渡辺・磯谷已下迄、悉取除、明智儀無正軀候」として明智光秀を強く意識しているのはその証拠である。²¹⁾信長は元龜二年九月に帰属した光秀に近江志賀郡を与え、かつて義輝が逃げ込んだ要地坂本を与えている。義昭も光秀や藤孝に領地を与えるが、それらには將軍の恣意による押領がつきまとう。信長は援助すると言っているが、義昭の恩賞地が不足していたことが両者の軋轢の根本的な要因と思われる。

義昭の追放は織田政權にとつてみれば、將軍の恣意的な介入によつて混乱しがちであつた畿内統治は安定したが、周辺のあらゆる大名、さらには本願寺などから攻撃を受ける上で、大義名分を与えてしまつただけでなく、幕府の人事も停滯することになつたと思われる。

そして、義昭追放後、光秀を中心に多くの奉公衆・奉行衆は、この地域における織田政權の統治・支配に協力していたと考えられる。真意は別として、少なくとも生前において信長は義昭を否定していない。それはもちろん家職としての足利將軍を含むものである。源氏は三代

で滅んだが、北条氏は將軍による人的支配から制度による支配への移行を果たしたのであり、鎌倉幕府体制はこれにより格段に強化された事例が思い出される。

織田政権における寺社政策のモラトリアム

室町幕府の滅亡時期について義昭追放から山崎の戦いに変更すべきであるという主張は拙著における主論の一つだが、その証拠として挙げた文書が永養寺文書だけであるとするのは疑問とされ、しかも奉行人が認めた四町という敷地は広大すぎて、現実性に乏しく、偽文書とはいえないまでも、まじめなものとは言えないのではないかとの指摘があった。

奥野高広氏は、天正五年七月七日に義昭が村上左衛門大夫に摂津尼崎を給与した内容の奉行人奉書が最後のものであるとしたが(『村上文書二』)、その後、永養寺文書(浄土宗)²⁵が室町幕府連署奉書としては最末期のものとされ、今谷明氏や藤田達生氏なども採用している著名なものである。

それは、やはり將軍の専権事項である公帖の発給権とのかかわりの中で、考えなくてはならない。「公帖とは、

室町時代には足利將軍の名でだされた、すなわち御判御教書の形で発せられた禪宗五山の住持任命の辞令であつて、中世・近世を通じて最高の權威のある文書であつた²⁶とされており、この公帖と奉行人奉書との関連について、拙著は明らかに説明不足があつた。周知のとおり公帖の発給権については、足利將軍、関東では鎌倉公方・古河公方の専権であり、信長は一切発給していない事実がある。秀吉の発給は天正十四年五月からである。

また、織田政権の寺社政策については、本願寺、比叡山に象徴されるように強圧的な印象を受けるが、伊藤真昭氏の論考によれば、「織田期の所司代村井貞勝発給文書を蒐集・検討している久野雅司氏の研究を参照すると、寺社に関するもののうち、村井から門跡・寺社に働きかけたものは、御霊社に材木伐採の賦課を命じたものだけである。それ以外、所領安堵、諸役免除、禁制など、全て寺社側の申請を受けて発給されたと考えられるものばかりである²⁶」とし、信長の政策は秩序維持が基本で伝統權威の破壊などなかったというものであつた。それは義昭の入京以来、將軍權力の介入によつて混乱しがちであつたが、義昭の追放により寺社・本所政策は織田政権

に一元化されたことにもよるものと思われる。

さて永養寺文書は、『京都浄土宗寺院文書』の中に五つ収められている。解題によれば、永養寺は、応仁の乱で荒廃していたが再建し、文明十三年に足利義政の袖判および天文六年の敷地安堵状を有するも、再び退転していた。そこで再建のために来嘗極阿が、天正七年に再興し、村井貞勝から安堵状を得て、さらに問題の同八年十三日付で室町幕府奉行人連署奉書をもらっている。義政御判御教書と天文六年七月廿八日付の治部貞兼・松田英俊の奉行人連署奉書は、敷地の内容は同じであり、「御判已下証文之旨、如元全領知」という確認である。なお四町という敷地は、秀吉の寺町造成時に現在地に移転したが、その際「塔頭六院を擁する巨刹であつた」とされていることから説得力はあるとみなされる。

玉村竹二氏によれば、義昭の現存する諸寺の公帖は天正四年に輓に移ってから増えているとされ、公帖の官銭が義昭の収入源ではなかったのかと推定している。義昭の公帖は天正三年以降一四五通ほどあり、その最後のものは文禄二年三月五日となる。この間、秀吉・秀次のそれと重複している。⁽²⁸⁾輓在往の際、義昭は中国地方の大名

に奉公衆を預けようとしたが、それは生活費を軽くするためではないのかと奥野高広氏は述べている。⁽²⁹⁾したがって永養寺文書のような奉書も奉行人たちの収入になったのかもしれない。ただし、玉村氏が紹介した史料によれば、天正十一年ごろには將軍の居住地が京都から遠く「口今遠路不自由候間」として手続きは順調ではなかったことが伺える。⁽³⁰⁾

幕府奉公人奉書について永享年間以降の折紙と豎紙の用途区分の仕方は困難とされてきたが、最近の研究によっても義昭政権下の三淵藤英の書状が折紙であることについて、高梨真行氏などは「書札札が乱れ始め多様化する戦国期以降の書式と合致し、三淵藤英の時代との齟齬はない」として折紙であることをむしろ正当としている。⁽³¹⁾以下に問題となった永養寺文書を掲載するが、寺社（禪宗・浄土宗）関連でいえば、幕府が滅亡したという認識があつたとは解せない。識者の議論を待ちたい。

足利義政御判御教書

足利義政（花押）

永養寺敷地五條西洞院北西頼南北四拾丈・東西廿丈・樋口室

町西北頼口五丈四尺・奥拾参丈七尺・五條町北東頼口貳丈・奥廿丈
屋敷御寄進状以下証文事、一乱中紛失云々、早寺家
領掌不可有相違之状如件、
文明十三年七月十二日

京都所司代村井貞勝折紙

高辻子永養寺退轉候之處、再興尤候 任 御下知目録
之旨、可有御寺納候、彌勤行等無懈怠可被仰付候、尚同
將監申付候、仍執達如件

天正七年

村井長門守

正月八日

貞勝（花押）

永養寺

侍者御中

室町幕府奉行人連署奉書（折紙）

永養寺敷地四町者、東者限西洞院川、西者限油少路町、
北者限高辻町、南者限五条道堀事、被仰付畢、可被存知
由被仰出候也 仍執達如件、

天正七

八月十三日

（松田）藤弘（花押）

（飯尾）昭連（花押）

当寺雜掌

なお宛先の地位・身分によっても豎紙・折紙が左右され、紙質も異なることから、「当寺雜掌」であれば、折紙が妥当であり、紙質も劣ると思われる。³²⁾

明智光秀と政所執事

光秀の史上への登場は、拙著でも確認したとおり、細川両家記、足利季世記などの軍記物・日記・茶会などの記録まで史料の範囲を拡大したとしても、永禄十一年九月二十六日に信長が義昭を奉じて入京した後の十一月十四日付「山城加茂惣中宛村井貞勝・明智光秀連署状写」が初見である。朝倉氏に仕えていたという記録は皆無である。越前に近親が身を寄せていたことはわかっているが、越前は義昭一行の経路であり、それに供奉していた可能性の方が高い。信長公記への登場は、翌年正月五日における三好三人衆を六条本國寺において撃退した記事からであるが、この内容を記す他の軍記などに「明智」

の記載はない。

明智光秀が史上に登場した時の身分は、間違いなく幕府奉公衆であり、信長の家臣ではない。柴田勝家、佐久間信盛は陪臣であるが、奉公衆は將軍の直臣であり、その社会的地位は格段に高い。光秀は義昭の御内書を取り次いでおり、將軍の申次でもあった。『言繼卿記』の永祿十三年正月二十六日の条によれば、光秀の屋敷は他の奉公衆と同じ地区にあり、光秀の屋敷は二度にわたって信長の宿舎となっている事実から（永祿十三年二月三日・同年七月四日）その規模も小さくはないことがわかる。

そして光秀の地位が、ただの奉公衆ではなく、政所執事（頭人）に近い地位であつたことがわかるのが、永祿十三年正月の五箇条の事書の宛先が、日乗上人と光秀になつている点からである。義昭の花押は、文書の右側袖に押されており、その不本意を類推させるとされ、内容だけでなく、登場人物の感情や地位関係まで表記されているとして著名な文書である。日乗は朝廷の代理人と見なされるので、光秀は幕府を代表していたと考えるのが自然であり、統治権の確認であつたとすれば、これは政所執事の任においてなされるべき書面であらう。

もし中世史の研究者に、このような文面の宛先について、將軍が仮に義政であれば、伊勢貞親、義輝であれば、伊勢貞孝など政所頭人を推定するであらう。しかも馬揃えにおける権限をみれば、依然、光秀が事実上の政所執事であつたとみなされよう。

政所執事は、二階堂氏から伊勢氏に代わつて以来、伊勢氏に代々百八十年近く世襲されてきたが、伊勢貞孝が義輝に逆らい罷免されたとの説^③、あるいは義輝と通じて三好長慶に反乱したとの説もあるが、永祿八年五月に松永久秀に、子息貞良とともに親子が殺害されたため、奉公衆摂津晴門が引き継いだ。つまり有力奉公衆が政所執事職を担うという先例ができたことになる。山田康弘氏によれば、義昭在京時代の初期においても晴門がその地位にあつたとするが、永祿十二年十一月二十四日以降摂津晴門の記事は見えなくなる。その後の政所執事は不明ではあるが、「頭人格」としてはやはり光秀となる。

光秀は、元龜三年正月二六日朝廷の御即位の旗幟役の給田が義昭に没収されたため、正親町院の命で信長を介さず、直接的に武家伝奏からこれをやめさせるように命じられている。（『京都御所東山御文庫記録』）。

御即位旗幟之役者四良次良給田之事、自往古無別義處、號法證寺領分及勘落之由候、更不相混之事候條、堅加下知者可為神妙、為其内々令申候也、恐々謹言

後正月廿六日

(萬里小路) 惟房

明智十兵衛尉殿

また、光秀は天正七年にも御料所丹波山国莊を回復し、馬、鎧と香袋を賜っている(『御湯殿上日記』七月二十日の条)。光秀は京において信長に次ぐ特殊な地位にあったと言えるであろう。

高梨氏の研究によれば、「信長は十月十五日に禁裏の財政再建を名目に徴収した段錢を、洛中に対し一町につき米五石を利率三割として貸し付けている(『京都上京文書』十月十五日付京都立売組宛明智光秀等連署状)。これなど政所の職掌にあたり、頭人の差配が必要とされたのだろう⁽³⁶⁾」としているように、光秀は政所頭人と同等の職掌に従事していたともいえる。

さらに高梨氏によれば、『吉田文書』(天正八年)正月十三日付明智光秀書状で光秀が丹波平定に關連して国役として開墾を命じている人物に三上大藏大夫、古市修

理進、寺本勘兵衛尉、蟻川弥三郎らがおり、これらは皆伊勢氏被官である。被官の多くは伊勢氏の知行した御料所桐野・河内村のある丹波に勢力を残していたのだろう。また山崎の戦で貞興とともに諏訪飛騨守が討死にしている。系譜は未詳だが、奉行人諏訪氏(晴長は政所執事代として活躍した)の後裔だろう。また、『伊勢系図』によれば貞興は光秀の婿という。光秀は幕府政所や頭人伊勢貞興を通じて、丹波平定を進め、配下に旧幕府勢力を吸収していったと考えられる⁽³⁷⁾」としていることなどは、拙著の制度防衛説にも通じる経緯であろう。

そして、明智光秀と呼ばれた人物について、拙著では信長が義輝の側近奉公衆を、たとえば、朝倉氏の重臣前波吉継を桂田長俊と改名したように、あたかも自身の家臣であるかのごとく改名したのではないのかとした。元は進士氏ではないのかと推測している。それは別として、光秀が反乱を起こした後も、信長の後継者と目された織田信雄は、光秀の類型を必要とした。そこに光秀の知られざる過去的一端が隠されているのであろう。

信雄は事件後、光秀とは特に懇意であった奉公衆曾我助乗を召抱えている。この人物は義昭追放後も供奉し、

一色藤長らと並ぶ代表的な奉公衆である。光秀が奉公衆であつたことを確実にした文書であるが、元龜二年の秋から暮にかけて光秀は「昨今ハ懸御目、快然此時候、就其我等進退之儀、御暇申上候處、種々御懇志之儀共、過分忝存候、とニかくニゆくすへ難成身上之事候間、直ニ御暇を被下、かしらをもこそけ候様ニ、御取成頼入存候（以下略）」（『神田孝平氏所藏文書』）として、義昭から暇をもらひ薙髪できるよう助乗に依頼している。また両者の屋敷は近く、山科言繼の永禄十三年正月二十六日の条によれば、隣家ともいえる。兼見卿記の天正七年三月十六日の条には、龜山城に曾我隠岐守が城番としており、それは一族かあるいは本人と思われる。

加藤益幹氏は、助乗の仕官を「こうした將軍近臣としての実績と能力を買われたのであらう」とし、子の尚祐も信雄の側近的右筆となり、秀次、秀吉に仕え、徳川秀忠の右筆になつた経歴を紹介している。後に尚祐は徳川幕府に仕えたことから、なお武家故実・儀礼において室町幕府奉公衆の実力が生かされたことになる。助乗などは、明らかに光秀の類型であり、事件後においてさえ、信雄がこのような人物を必要としたことは、実際に京都

の行政を担うことになつた信長にとつてはより不可欠な存在であつたことがわかる。

光秀は高柳氏が述べた近畿管領（『明智光秀』）なるものではなく、京都における信長・光秀両者の関係は將軍と政所執事に比して置き換えるべきであらう。実際、光秀の権力構造は伊勢氏盛期のそれに類似する⁽³⁹⁾。ここに織田政權の畿内統治の実態が織田・明智体制として浮かび上がるのであつて、これらのモラトリウムを容易には解消することができなかった事情にこそ、その瓦解の真相が隠されていると見なされるのである。

註

- (1) 吉田昌彦『幕末における「王」と「覇者」』（ぺりかん社、一九九七年）第一章第二節
- (2) 藤木久志『戦国大名の権力構造』（吉川弘文館、一九八七）
- (3) マックス・ヴェーバー『職業としての政治』（岩波文庫、一九一九）
- (4) 三鬼清一郎「豊臣政權の知行体系」（『日本史研究』一一八、一九七二）

- (5) 脇田修『織田信長―中世最後の覇者―』(中公新書 一九八七)
- (6)、(7) 藤木前掲書
- (8) 朝尾直弘『將軍権力の創出』『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四)
- (9) 藤木前掲書
- (10)、(11) 三鬼清一郎『鉄砲とその時代』(教育社、一九八〇)
- (12) 西島太郎『足利義晴期の政治構造―六角定頼『意見』の考察―』(『日本史研究』四五三、二〇〇〇)
- (13) 水藤真『落日の室町幕府―蜷川親俊日記を読む―』(吉川弘文館、二〇〇六)
- (14) 三鬼清一郎『織田政権の権力構造』『講座日本近世史』1 (有斐閣、一九八二)
- (15) 朝尾直弘 体系『日本の歴史』8 天下一統(小学館、一九八八)
- (16) 尾下成敏『織田・豊臣政権下の地域支配―「職支配」論の現在―』『室町・戦国期研究を読み直す』中世後期研究会編(思文閣出版、二〇〇七)
- (17) 久野雅司『足利義昭政権と織田政権』(『歴史評論』二〇〇三、八月号)
- (18) 黒嶋敏『光源院殿御代当参衆并足輕以下衆覧』を読む―足利義昭の政権構想―』(『東京大学史料編纂所研究紀要』第十四号、二〇〇四)
- (19) 久野前掲書
- (20) 脇田修『近世封建制成立史論―織豊政権の分析Ⅱ』(東京大学出版会、一九七七)
- (21) 高柳光寿『明智光秀』(吉川弘文館、一九五八)
- (22) 奥野高広『足利義昭』(吉川弘文館、一九六〇)
- (23) 今谷明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六)
- (24) 藤田達生『謎とき本能寺の変』(講談社新書、二〇〇三) なお藤田氏は、義昭が天正七年六月十二日付奉行人奉書で飯田尊継による山城小栗栖の相続について許可し、また同日付で本領の相続も認めていることを紹介している。
- (25) 上島有『殿下と將軍―奉書と檀紙、折紙と豎紙』(『日本史研究』三四三、一九九二)
- (26) 伊藤真昭『織田信長が存在意義―特に京都の門跡・寺社にとって―』(『歴史評論』二〇〇三、八月号)
- (27) 『京都浄土宗寺院文書』(同朋舎、一九八〇)

- (28) 玉村竹二『日本禪宗史論集』下之二(思文閣、一九八二)
- (29) 奥野前掲書
- (30) 玉村前掲書
- (31) 高梨真行「永祿政変後の室町幕府政所と攝津晴門・伊勢貞興の動向―東京国立博物館蔵『古文書』所収三淵藤英書状を題材にして―」(『MUSEUM』592号、二〇〇四)
- (32) 上島有『日本古文書学論集8中世Ⅳ』解説(吉川弘文館、一九八七)
- (33) 山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』(吉川弘文館、二〇〇〇)
- (34) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八)
- (35) 山田前掲書
- (36) 高梨前掲書
- (37) 加藤益幹「織田信雄奉行人雑賀松庵について」藤田達生編『近世成立期の大規模戦争』(岩田書院、二〇〇六)
- (39) 『日本歴史体系・南北朝内乱と室町幕府』(山川出版社)によれば、「伊勢氏のこのような行動を支えた権力基盤は、武力については山徒、山城西岡の被官、京都近郊散在の国人らであり、物質的基礎としては幕府御料所であ

り、伊勢氏の被官の多くは幕府御料所の代官に補任されていた。さらにこの伊勢氏を支えていたのは、奉公衆である御番衆と幕府奉行人層であり、番衆や有力奉行人は伊勢氏の指揮下にはいつていたことが知られている。このように応仁の乱以前における義政の親裁政治は、伊勢貞親を将軍の実質上の執事として、御番衆・奉行人、さらには寺社本所勢力によって支えられたものであった」としているように、拙著と本稿で指摘した光秀の権力基盤と伊勢氏盛期のそれらは、ほぼ重複していることが認められよう。山徒については、叡山焼き打ちの際、山門膝下の諸郷・土豪の離間工作、その殲滅にあたつて秀光が主導しており(新修『大津市史・近世前期』)、志賀郡などその利権を継承したことなどから(フロイス『日本史』、『信長公記』)政治的に無関係とはいえない。

(こばやし・まさのぶ 織豊期研究(云